

## 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の 改正などを求める意見書

軽度外傷性脳損傷は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ傷害などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維組織が断裂するなどして発症する病気です。

世界保健機関（WHO）の報告によれば、外傷性脳損傷は世界で年間約1千万人発生していると推測されています。

この病気はMRIなどの画像検査だけでは異常が見つかりにくいいため、労災や自賠責保険の補償対象にならない場合が多く、働けない場合には経済的に追い込まれる場合もあるのが現状です。

主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、肢体麻痺、視野が狭くなる、におい・味がわからなくなるなどの多発性脳神経麻痺、尿失禁など複雑かつ多様ですが、本人や家族、周囲の人たちもこの病気を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しんでいる場合が多々あります。

しかし、他覚的・体系的な神経学的検査及び神経各科の裏付け検査を実施すれば、後からでも外傷性脳損傷と判断することができます。

また、児童が通学路での交通事故やスポーツ外傷などにより、軽度外傷性脳損傷を発症する可能性もあり、国民をはじめ教育機関への啓発・周知が重要と考えます。

よって、国におかれては、現状を踏まえて下記の事項について適切な措置を講じるよう強く求めます。

### 記

1. 業務上の災害または通勤災害により軽度外傷性脳損傷となり働けない場合、労災の障害（補償）年金が受給できるよう、労災認定基準を改正すること。
2. 労災認定基準の改正にあたっては、画像に代わる外傷性脳損傷の判定方法として他覚的・体系的な神経学的検査法を導入すること。
3. 軽度外傷性脳損傷について、医療機関はもとより、国民、教育機関への啓発・周知を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月26日

福島県伊達市議会議長 安藤 喜昭

衆議院議長	伊吹	文明	様
参議院議長	山崎	正昭	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
総務大臣	高市	早苗	様
文部科学大臣	下村	博文	様
厚生労働大臣	塩崎	恭久	様